

吹田市視覚障がい者等の読書環境の
整備の推進に関する計画
(吹田市読書バリアフリー計画)

令和5年(2023年)2月

吹田市

目次

第1章 はじめに.....	3
1 背景や経緯.....	3
2 策定の趣旨.....	3
3 計画の理念.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の期間.....	4
6 他計画との関係.....	4
7 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義.....	4
第2章 吹田市における現状と課題.....	6
1 視覚障がい者等の読書環境の現状.....	6
(1) 市内の対象者数と利用の状況.....	6
(2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段.....	6
(3) 市の取組の現状.....	7
2 視覚障がい者等の読書環境の課題.....	8
第3章 基本方針及び施策の方向性.....	9
1 基本方針.....	9
2 施策の方向性と取組内容.....	9
<方向性1> アクセシブルな書籍等の充実.....	9
<方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備.....	10
<方向性3> 利用しやすい設備(機器)、サービスの充実.....	11
<方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力.....	11
第4章 成果目標とできる指標.....	12
第5章 おわりに.....	13
参考データ.....	14
用語集.....	17
参考資料.....	20
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律.....	20
図書館利用に障がいのある方へ.....	24
吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)検 討会議設置要領.....	29
計画策定の経緯.....	30

* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年(2009年)2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称や本文中に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。

第1章 はじめに

1 背景や経緯

近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、我が国においても、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年(2013年)法律第65号）をはじめとする様々な国内法制度が整備され、平成26年(2014年)には、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

同条約は、障がい者があらゆる形態の意思疎通によって表現及び意見の自由についての権利を行使できるようにすること、障がい者の生涯学習の機会を確保すること、障がい者が利用しやすい様式を通じて、文化的な作品を享受する機会を確保することなどを求めています。

平成30年(2018年)の第196回通常国会においては、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」の締結の承認とともに、著作権法(昭和45年(1970年)法律第48号)の改正が行われましたが、国会での法改正審議の際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…(略)…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされています。

2 策定の趣旨

令和元年(2019年)6月28日、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が公布・施行されました。

この法律は、視覚障がい者等についての読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化^{*1}の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

その実現のため、読書バリアフリー法第4条に、国は、「基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること、同第5条に、地方公共団体は、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。また、同第8条においては、国の「基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」として、地方公共団体における計画の策定を求めています。

国は、令和2年(2020年)7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を定め、大阪府は、令和3年(2021年)3月に「大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)」を定めました。よって、本市においても、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものです。

この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)」とは、点字図書^{*2}、拡大図書^{*3}、音訳図書^{*4}、さわる絵本^{*5}、LLブック^{*6}、布の絵本^{*7}等、その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいいます。一方、「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、音声読上げ対応の電子書籍や、デイジー図書^{*8}、オーディオブック^{*9}、テキストデータ^{*10}等、電子計算機等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるものをいいます。

3 計画の理念

本計画は、読書バリアフリー法の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者の社会参加・活躍の推進と共生社会の実現を、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、目指すものです。

4 計画の対象

本計画は、視覚障がい等により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障がい者等」という。)を対象としています。具体的には、視覚障がい者(児)、読字に困難がある発達障がい者(児)、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者(児)です。障がい者手帳の所持の有無は問いません。なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します。

5 計画の期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

6 他計画との関係

本計画は、「吹田市第4次総合計画」、「第2期吹田市教育振興基本計画 吹田市教育ビジョン」を上位計画とし、図書館、障がい者施策の個別の基本計画である「吹田市立図書館サービス基本計画」(令和5年3月策定予定)、「第4期吹田市障がい者計画」を基本として、「第6期吹田市障がい福祉計画 第2期吹田市障がい児福祉計画」、「第3次吹田市生涯学習(楽習)推進計画」、「第2次吹田市子ども読書活動推進計画」等の関連する本市の他の計画を踏まえて策定しています。

7 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義

読書は、乳幼児期から高齢期までの一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段としてだけでなく、教育や就労を支える重要な活動です。

学校教育段階においては、教科書以外にも、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなります。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において、書籍を通じて専門知識を得ることは大変重要です。

高齢期においては、加齢に伴う障がいなどによって、趣味や教養、情報を得る手段としての読書の機会が減少することがないよう配慮する必要があります。

一方で、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等^{*1}の数は、ニーズに対して不足している状況にあります。障がいの有無にかかわらず、誰もが文字・活字文化を等しく恵沢できるよう、本市においても、読書環境の整備の推進が求められています。

第2章 吹田市における現状と課題

1 視覚障がい者等の読書環境の現状

(1) 市内の対象者数と利用の状況

令和元年度(2019年度)末時点で、本市における障がい者手帳所持者は20,881人(重複分を含む)で、市人口の5.6%にあたります。そのうち、身体障がい者手帳所持者は14,479人で、主障がいの部位別にみると、「視覚障がい」915人(うち18歳未満14人、18歳～64歳238人、65歳以上663人)、「肢体不自由」8,145人(うち18歳未満185人、18歳～64歳1,940人、65歳以上6,020人)となっています。(「第6期吹田市障がい福祉計画 第2期吹田市障がい児福祉計画」)

一方、市立図書館におけるバリアフリー読書支援サービス(障がい者手帳の有無にかかわらず、図書館を利用するうえで何らかの障がいを持っている人向けのサービス。本計画では障がい者サービスと同義。)の登録者数は125人(うち、サピエ図書館^{*12}WEB会員14人)です。それに加え、来館が困難な人向けの郵送貸出サービスの登録者数は27人です。

利用の状況は、対面朗読^{*13}サービス14名(延べ720名、約700回)、録音図書貸出27名(延べ1,144名、約4,000タイトル)、点訳^{*14}図書貸出7名(延べ24名、約90タイトル)、音声デジター^{*15}再生機貸出8名(延べ14名)、郵送貸出サービス(延べ110名、約200冊)となっています。

また、視覚障がい者への日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の給付は、点字ディスプレイ(1件)^{*16}、視覚障がい者用ポータブルレコーダー^{*17}(録音・再生)(7件)、視覚障がい者用読書器^{*18}(11件)、視覚・聴覚障がい者用ファックス(10件)、点字図書(265件)となっています。(障がい福祉室：令和2年度(2020年度)実績)

これらの人数を見ると、身体障がい者手帳等の所持者や、加齢による視力の低下などにより読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、多くの人がバリアフリー読書支援サービス等を利用しているとは言えない状況にあります。支援を必要とする視覚障がい者等のニーズを把握するとともに、サービスに関する情報が届くよう、周知方法を工夫する必要があります。

(2) 視覚障がい者等が利用可能な読書手段

現在、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- ・リアルタイムで人に読んでもらう：家族や支援者等による読上げ、図書館での対面朗読サービス
- ・自分で読む：点字図書、拡大図書、さわる絵本、LLブック等
- ・再生機で音声化や画像化して読む：録音図書やデジター図書(音声デジター、テキストデジター^{*19}、マルチメディアデジター^{*20}等)
- ・機器を使って自分で読む：拡大読書器^{*21}、リーディングトラッカー^{*22}、ルーペ
- ・機器を使って読上げさせる：電子書籍やテキストデータ化した書籍

(3) 市の取組の現状

本市では、市立図書館等において、視覚障がい者等の読書活動を支援するために、次のような取組を行ってきました。

*サービスの詳細については、参考資料「図書館利用に障がいのある方へ」を参照。

【市立図書館】

サービス	内容
対面朗読サービス	全館(分室を除く)で実施しています。持込み資料を読むこともできます。
アクセシブルな書籍等 ^{*23} の提供	全国の公立図書館や点字図書館 ^{*26} と相互貸出を行い、視覚障がい者等に録音図書や点字図書を提供しています。また、来館が困難な方には、郵送貸出サービス(一般の図書・雑誌)を実施しています。
アクセシブルな書籍等の製作	録音図書(音声デジター、カセット)、点字図書、さわる絵本を製作しています。音声デジターと点字図書は、サピエ図書館と国立国会図書館にデータを提供しており、全国の視覚障がい者等に利用されています。
製作ボランティアの養成	製作ボランティアの養成講座を開催しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・音訳^{*27}・対面朗読ボランティア：初級、中級、スキルアップ、デジター製作/いずれも毎年開講 ・点訳ボランティア：初級、中級、上級/それぞれ3年ごとに開講 ・さわる絵本製作ボランティア：不定期開講
アクセシブルな書籍等の情報提供	「声の市報すいた 図書館だより」(録音版、点字版、活字版)を毎月発行し、アクセシブルな書籍の紹介をしています。また、『録音図書増加目録』(録音版、活字版)及び『点字図書目録』(点字版、活字版)を毎年発行し、利用者に送付しています。
読書支援機器 ^{*28} の提供	拡大読書器を6館に設置しています。音声デジター再生機を8館1分室で所蔵・貸出し、個別の利用体験会も行っています。
ユニバーサルコーナーの設置	千里山・佐井寺図書館では、アクセシブルな書籍(拡大図書、点字図書、ユニバーサル絵本、さわる絵本、LLブック、マルチメディアデジター等)を集めたユニバーサルコーナーを設置しています。

【その他】

点字版・声の市報すいたの発行	点字版市報すいた及び声の市報すいたを発行し、希望する視覚障がい者に送付しています。【広報課】
点字講習会	点訳奉仕者を養成し、また視覚障がい者が点字を習得する機会を確保するため、毎年開催しています。【障がい福祉室】
日常生活用具(情報・意思疎通支援用具)の給付	点字器 ^{*29} 、点字ディスプレイ、点字タイプライター ^{*30} 、視覚障がい者用ポータブルレコーダー(音声デジター再生機)や、視覚障がい者用活字文書読上げ装置 ^{*31} 、視覚障がい者用読書器、視覚・聴覚障がい者用ファックス、点字図書等を給付しています。【障がい福祉室】

2 視覚障がい者等の読書環境の課題

市立図書館で毎年実施している、図書館障がい者サービスの利用者、ボランティア団体、関係団体を対象とした懇談会で聴取した意見及び本計画策定に際し、関係者から聴取した意見等から、以下の課題が浮かびあがりました。

課題	関係者からの意見
(1) アクセシブルな書籍等が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・音声デイジーを聞くのが楽しみなので、数が増えると嬉しい ・漢詩や短歌、俳句の本、外国小説やシリーズもの、鉄道関係などの書籍が増えるとよい
(2) アクセシブルな書籍等の質にばらつきがある	<ul style="list-style-type: none"> ・録音図書や点字図書で、読みが間違っていることがある ・録音図書で、声が小さい、ノイズが多い、朗読調になっている、図や表を省略していることがある
(3) アクセシブルな書籍等の製作に時間がかかる	<ul style="list-style-type: none"> ・早く聴きたい本は、対面朗読で読んでもらうことを考える ・音訳のリクエストを出した時に、完成までの時間の目安を教えてください。時間がかかると不安になる
(4) 製作ボランティアの不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの高齢化が進んでいる ・講習会の受講希望者は一定数いるが、時間や労力の点などで活動を断念される方が少なくない
(5) 読書支援機器の購入や使用方法の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・便利なツールの情報だけでも教えてもらえると助かる ・Zoomで対面朗読を受けてみたいので、操作案内や講座があると嬉しい
(6) アクセシブルな書籍等の情報が少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・借りる本を選ぶのに、手がかりがなくて悩むことがある ・毎月送られてくる、「声の市報すいた図書館だより」を楽しみにしているが、それ以外の情報源が少ない。
(7) 読書方法や支援サービスの認知	<ul style="list-style-type: none"> ・サピエ図書館やデイジーの使い方について、もっと広く情報を発信してほしい ・行政にもっと横の連携や繋がりがあれば、さまざまな支援サービスをより多くの人に知ってもらえると思う
(8) 制度やサービスの制約	<ul style="list-style-type: none"> ・音声デイジーと一緒に音楽CDも郵送してほしい ・日常生活用具給付等事業には、対象とならない障がい種別や等級、機器があるので、拡大してほしい

本市の現状をふまえると、まずは、(4) 製作ボランティアの不足、(7) 読書方法や支援サービスの認知、の2点が重要な課題です。ここ数年、新型コロナウイルス感染症の流行により、資料製作やボランティア養成講座の開催に大きな影響を受けました。感染症拡大防止対策を取りつつ、製作や養成講座の開催を継続していくことが大切です。

そして、より多くの方に読書方法や支援サービスへの認知を広げるためには、関係者と連携協力しながら、幅広い情報発信や行事に取り組む必要があります。

また、(1)、(2)、(3)の課題については、全国の公立図書館や点字図書館と連携しながら、アクセシブルな書籍の充実を図っていく必要があります。

第3章 基本方針及び施策の方向性

1 基本方針

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条)
- <方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備
(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)
- <方向性3> 利用しやすい設備(機器)、サービスの充実
(読書バリアフリー法第9、14、15条)
- <方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力
(読書バリアフリー法第9、10条)

2 施策の方向性と取組内容

- <方向性1> アクセシブルな書籍等の充実
(読書バリアフリー法第9、10条)

【基本的な考え方】

利用者のニーズに応えるために、アクセシブルな書籍等の収集及び製作を引続き行うとともに、製作されたアクセシブルな書籍等を国立国会図書館やサピエ図書館と共有するなど、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。

- (1) 市立図書館における録音図書、点字図書、拡大図書、LLブック、マルチメディアデジジー、さわる絵本等の収集・製作を継続します。
- (2) 市立図書館で収集したアクセシブルな書籍等を市立図書館ホームページからも検索できるよう、データ登録の範囲を拡大し、利用しやすい環境づくりに努めます。
- (3) 市立図書館で製作した音訳・点訳資料データ等について、国立国会図書館、サピエ図書館への提供を継続することにより、アクセシブルな資料やデータが全国的に利用できるネットワークの充実に寄与します。
- (4) 公立図書館*、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出を引続き実施します。
- (5) 市立図書館において、電子書籍やテキストデジジー、オーディオブック等の活用方法を検討します。

*「公立図書館」は吹田市立図書館を含めた公立図書館の意味で、点字図書館等と並列で説明する場合に使用しています。「市立図書館」は吹田市立図書館の意味で使用しています。

<方向性2> 製作、サービスに係る人材育成・体制の整備
(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)

【基本的な考え方】

市立図書館、学校図書館、点字図書館間での連携を図るとともに、アクセシブルな書籍等を提供する図書館等の職員が利用者ニーズに沿った適切な対応スキルを身に付けるための研修の実施、アクセシブルな書籍等を製作する音訳者や点訳者の養成に取り組み、視覚障がい者等の読書環境整備を担う人材の確保に努めます。

- (1) 利用者と接する市立図書館、学校図書館、市職員を対象に、バリアフリー読書支援サービスを理解し、支援方法を習得するための研修や読書支援機器の使用方法を学ぶための研修を実施します。
- (2) 市立図書館は学校との連携を図り、視覚障がい児等が学校図書館を活用できるよう支援します。
- (3) 市立図書館では、音訳者や点訳者等の養成講座や研修を開催し、アクセシブルな書籍の継続的な製作支援に努め、質の向上を目指します。
- (4) 市立図書館では、必要な機器の貸与及び謝礼金の支給を行うことにより、音訳者や点訳者等の活動を引続き支援します。
- (5) 音訳・点訳資料の製作過程や、それらを用いて読書を行っている視覚障がい者等の声を紹介することなどにより、多様な読書方法への興味や関心を抱くきっかけ作りに取り組みます。

<方向性3> 利用しやすい設備(機器)、サービスの充実
(読書バリアフリー法第9、14、15条)

【基本的な考え方】

拡大読書器等の機器整備、バリアフリー読書支援サービス等の充実、読書支援機器等の給付事業や使用方法に関する支援等を引続き行うことにより、ハード・ソフトの両面から視覚障がい者等の読書環境の充実を図ります。

- (1) 拡大読書器等の利用しやすい読書支援機器の充実について、引続き取り組みます。
- (2) 市立図書館や学校図書館等において、利用者の状況に対応したニーズを的確に把握し、個々の特性に応じた適切な形態の書籍等を選びやすいサービスメニューとして提示できるように、引続き取り組みます。
- (3) アクセシブルな電子書籍等を利用するための読書支援機器の利用方法や入手方法について案内します。
- (4) 読書支援機器の操作方法を習得するための講習会等が身近な地域で受講できるように、国や大阪府、点字図書館、民間事業者等と連携した使用体験講習会の実施に向け、検討します。
- (5) 市における日常生活用具給付等事業について、対象機器の拡大を検討します。

<方向性4> サービスに係る情報発信と関係者の連携協力
(読書バリアフリー法第9、10条)

【基本的な考え方】

公立図書館、点字図書館、サピエ図書館等が視覚障がい者等に提供しているサービスについて、その内容や利用方法等が十分に周知されるよう、関係者と連携協力しながら、あらゆる手段を用いて広報し、潜在的利用ニーズの掘り起こしを進めます。

- (1) 地域教育部、福祉部、学校教育部、児童部等の関連する窓口で、バリアフリー読書支援サービスを紹介するリーフレットを配布するなど、情報提供体制の充実を図ります。
- (2) 公立図書館や点字図書館、サピエ図書館及び国立国会図書館が提供しているサービスについて周知します。
- (3) 市内の保育園や幼稚園等、小学校及び中学校において、学校図書館をはじめ公立図書館や点字図書館の利用方法について周知します。
- (4) 市立図書館や学校図書館等において、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置や実際に体験できる行事等に取り組みます。
- (5) 市立図書館、学校、障がい福祉室、こども発達支援センター等の関係部局との内部協議の場を設け、連携協力をすすめます。

第4章 成果目標とできる指標

第3章で示した4つの方向性に基づき、計画期間の5年間を評価する指標として、下記の項目を定め、進捗管理を実施します。

取組内容	項目	令和3年度 (2021年度)
市立図書館におけるアクセシブルな書籍等	製作点数	139点
	所蔵点数	8,041点
	年間貸出点数	31,803点
音訳者や点訳者等の養成	養成講座の実施回数	21回
	延べ参加人数	83人
音訳者や点訳者等に対する必要な機器の貸与	貸与台数	0台
バリアフリー読書支援サービス理解のための職員研修	回数	0回
読書支援機器の整備	所有台数(貸出用)	11台
	貸出回数	3回
バリアフリー読書支援サービスを周知するイベント等の開催	回数	3回
	参加者人数	34回
バリアフリー読書支援サービスに係るリーフレットの配布	配布箇所	0か所

第5章 おわりに

本計画は、本市における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進のための第1期計画です。

市立図書館と市内の関係部局や学校が連携協力し、読書支援サービスを知らない、あるいはサービスを知っていても、利用のハードルが高い視覚障がい者等への周知と支援が第一段階として重要です。

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することをめざして取組をすすめ、第2期計画につなげます。

参考データ

吹田市立図書館障がい者サービスの実績(令和2年度(2020年度))

- ・注記1 単位がない項目はすべてタイトル数。
- ・注記2 録音図書貸出事業について、括弧内の数値は肢体不自由者等である。数値は逐次刊行物を含む。
- ・注記3 点訳図書事業について、数値は逐次刊行物を含む。
- ・注記4 サピエ図書館ダウンロード数は、吹田市立図書館の製作物について全国でダウンロードされた数を表す。

1 登録者数

登録者数	123人
うち視覚障がい者	109人
うち肢体不自由者等	14人

2 対面朗読事業

対面朗読実施回数	77回
実利用者数	8人
協力ボランティア数	53人

3 録音図書貸出事業

(1) テープ図書

貸出タイトル数	163
うち市内登録者への貸出	143(0)
うち市外施設への貸出	20

(2) 音声デジター図書

貸出タイトル数	3,169
うち市内登録者への貸出	1,507(3)
うち市外施設への貸出	1,662

サピエ図書館ダウンロード数	1,287件
	24,715回

(3) その他資料

シネマデジター 8タイトル

マルチメディアデジター 0タイトル

(4) 利用者数

延利用者数	920人
実利用者数	27人
うちテープ図書利用者数	4人
うちデージー図書利用者数	25人
うち重複利用者数	2人

4 録音図書製作事業

(1) テープ図書

所蔵数	2,681
年間製作数	0
逐次刊行物(タイトル数)	2

(2) デージー図書

所蔵数	1,344
年間製作数	101
逐次刊行物(タイトル数)	3

5 点訳図書製作事業

所蔵数	345
年間製作数	25
貸出数	111

サピエ図書館ダウンロード数	44件
	1,356回

延利用者数	93人
実利用者数	7人

6 活字(墨字)図書郵送貸出事業

登録者数	32人
延利用者数	100人
貸出冊数	176冊

7 音声デジター再生機貸出

貸出回数	2回
実利用者数	1人

8 その他事業

(1) 図書館体験ツアー(江坂)

開催回数	4回
延参加人数	140人

(2) えほんのじかんユニバーサル(千里丘)

開催回数	1回
延参加人数	7人

9 ボランティア関係

(1) 登録団体構成員数 190人

(2) 音訳・対面朗読ボランティア養成講座

開催回数	0回
延参加人数	0人

(3) 点訳ボランティアボランティア養成講座

開催回数	10回
延参加人数	22人

用語集

用語		説明
※1	文字・活字文化	活字その他の文字を用いて表現されたもの(文章)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。
※2	点字図書	6つの点を組み合わせて、文字や記号、数字、アルファベットを表す点字で記された図書。
※3	拡大図書	弱視の人が読みやすいよう、通常の書籍より文字や図を拡大して製作された図書。
※4	音訳図書	活字図書を音声により読み上げた図書。録音図書ともいう。
※5	さわる絵本	絵本の絵を触って楽しめるように素材の触感なども考えてつくられた絵本。文章は、拡大文字と点字で書かれている。
※6	LLブック	「LL」とはスウェーデン語の「Lättläst(分かりやすくして読みやすい)」の略で、「LLブック」は、読むことに困難を感じている人に合うよう、分かりやすく読みやすい形で書かれた本のこと。
※7	布の絵本	さわる絵本の一つで、厚地の台布に絵の部分を縫い付けたり、貼り付けたりし、マジックテープやボタン、ファスナー、紐等を用いて、留めたり、外したり、結んだりできるようにしたもの。
※8	デイジー図書	「DAISY(デイジー)」とは、「Digital Accessible Information System」の略で、「利用しやすい情報システム」を指す。特徴は、目次から読みたい章・節・任意のページに飛ぶことができる、最新の圧縮技術で一枚のCDに50時間以上も収録が可能、音声にテキストや画像を同期させることができる、等がある。
※9	オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
※10	テキストデータ	文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。ワープロデータのように書体や行間などの情報を含まないもの。
※11	視覚障がい者等が利用しやすい書籍等	読書バリアフリー法第3条第2項に規定するもの。視覚障がい者等が利用しやすい書籍及び視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等を指す。

※12	サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識が困難な人に対して、点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
※13	対面朗読	視覚障がい者等の読書に困難を感じている人を対象として、本や雑誌等を代読すること。
※14	点訳	文字や文章を点字化すること。
※15	音声デイジー	音声データに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等で読み上げさせて聴くもの。
※16	点字ディスプレイ	パソコン等に表示された文字や図形等の情報を点字で表示する装置。複数のドット(突起)を上下させ、凸凹を作ることで点字を表示する。
※17	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声デイジーを録音又は再生する装置。再生と録音が可能なものと、再生のみのものがある。
※18	視覚障がい者用読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して画面に表示することにより読み書きを支援する機器。拡大読書器ともいう。
※19	テキストデイジー	本文のテキストに見出し等の文書構造や画像を付加したものの。テキストデータに章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加し、デイジー再生機等の音声合成機能で読み上げさせて聴くことができる。
※20	マルチメディアデイジー	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したものの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、ハイライトされたテキストと音声を同期して再生するので、どこを読んでいるのかわかりやすい。音声を聞きながら、画像や写真を同時に見ることができる。
※21	拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して画面に表示することにより読み書きを支援する機器。
※22	リーディングトラッカー	読書が困難な人のための読書補助具。読んでいる行の前後、または上下の行を隠して読みやすくする。
※23	アクセシブルな書籍等	アクセシブルな書籍 ^{*24} 及びアクセシブルな電子書籍等 ^{*25} のこと。「アクセシブル」とは利用しやすいさまをいう。

※24	アクセシブルな書籍	読書バリアフリー法第2条第2項の「視覚障害者等が利用しやすい書籍」のこと。点字図書、拡大図書、音訳図書、さわる絵本、LLブック、布の絵本等、視覚障がい者等が、その内容を容易に認識することができるもの。
※25	アクセシブルな電子書籍等	読書バリアフリー法第2条第3項の「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」のこと。音声読上げ対応の電子書籍やデイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等、電子計算機等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる電子書籍。
※26	点字図書館	点字、録音、デイジー図書等の製作・貸出やレファレンスサービス、デイジー図書再生機の貸出等、目の見えない、見えにくい人などへの情報提供サービスを行っている施設。
※27	音訳	文字や文章を音声化すること。
※28	読書支援機器	視覚障がい者等の読書を支援するための機器で、点字ディスプレイ、デイジー再生機、拡大読書器等がある。
※29	点字器	点字を書く道具で、点字板、点字定規、点筆の総称。
※30	点字タイプライター	指でキーを押して点字を書く機械。
※31	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	紙に印刷されている音声コードを読み取ることで、記録されている活字情報を音声で聞くことができる装置。音声コードとは、印刷情報をデジタル情報に変えた二次元コードのこと。

参考資料

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第四十九号 令和元年6月28日公布・施行)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべ

き役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者

が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

図書館利用に障がいのある方へ

～吹田市立図書館障がい者サービス利用のご案内～(令和3年(2021年)1月発行)

図書館では、利用をするうえで何らかの障がいをお持ちの方に、少しでも快適に利用していただくため、さまざまなサービスを無料で行っています。

どうぞお気軽にご利用ください。

1 図書館の案内

■開館時間

土曜から水曜までは午前10時～午後6時。

木曜・金曜は午前10時～午後8時。

ただし、祝日と重なる時は午後6時まで。また、千里山・佐井寺図書館西館2階の参考図書情報コーナーと北千里分室は木曜・金曜も午後6時まで。

■休館日

月の最終木曜日(祝日と重なる時はその翌日)

年末年始(12月28日～1月4日)

特別整理期間(各館で年間およそ5日間)

■送迎が必要な方は、事前にご相談ください。平日は各図書館の最寄り駅まで職員が送迎します。

■筆談をご希望の方は、お気軽にお申し出ください。

■吹田市立図書館ホームページアドレス <https://www.lib.suita.osaka.jp/>

■障がい者サービス利用者用メールアドレス

予約の申込みやさまざまな問い合わせができます。必ず名前を書き添えて送ってください。
universal70@ma.lib.suita.osaka.jp

2 サービスを利用するには

・吹田市にお住まいの方、通勤、通学されている方で、何らかの障がいをお持ちの方は、障がい者サービスをご利用いただけます。

・身体障がい者手帳、療育手帳、有効期間内の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。その他、視覚障がいや肢体不自由、学習障がいなどで、活字を読むことが困難な方。聴覚や言語に障がいのある方など。

・サービスを利用するには登録が必要です。登録は各図書館でお受けします。来館または電話でお申し出ください。身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳などをお持ちの方は番号をお知らせください。利用したいサービスもお知らせください。

・借出点数は図書・雑誌が15点まで。AV資料(CD・カセット・DVD・ビデオ)が3点までで、あわせて18点までです。予約できる点数は貸出点数と同じです。借出期間は資料の種類や貸出方法によって異なります。

3 郵送によるサービス

視覚障がいや肢体不自由、学習障がいなどで、活字を読むことが困難な方や図書館への来館が困難な方に、自宅等まで資料をお送りします。

■録音図書の貸出

【資料】デージー図書(音声デージー、シネマデージー、テキストデージー、マルチメディアデージー)やカセットテープ

【対象者】視覚障がい者など

【貸出期間】30日間(郵送期間を含む)

【申込】千里山・佐井寺図書館

【その他】ご希望の方には、「吹田市立図書館録音図書蔵書目録」をお送りします。大きめの活字版と録音版(デージーまたはカセットテープ)があります。

■点字図書の貸出

【資料】点字図書、点字つき絵本、さわる絵本

【対象者】視覚障がい者など

【貸出期間】30日間(郵送期間を含む)

【申込】千里山・佐井寺図書館

【その他】ご希望の方には、「吹田市立図書館点字図書目録」をお送りします。活字版と点字版があります。

■点字雑誌の貸出

【資料】点字雑誌「点字毎日」、「点字ジャーナル」

【対象者】視覚障がい者など

【貸出期間】14日間(郵送期間を除く)

【申込】さんくす図書館

■一般の図書・雑誌の貸出

【資料】吹田市立図書館が所蔵する図書や雑誌

【対象者】来館が困難な方。(肢体不自由1・2級、内部機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級、療育手帳：障がいの程度A、要介護4・5など)

【貸出期間】30日間(郵送期間を含む)

【申込】千里山・佐井寺図書館

■市販カセットテープの貸出

【資料】落語、浪曲、語学などのカセットテープ

【対象者】視覚障がい者など

【貸出期間】14日間(郵送期間を除く)

【申込】さんくす図書館

■新着資料の情報提供

当館で新しく受け入れた録音図書や点字図書を紹介している「市報すいた 図書館だより」(デージー版、カセット版、点字版)をお送りします。

【対象者】視覚障がい者など

【申込】吹田市広報課 電話 06-6384-1276

4 来館によるサービス

■対面朗読サービス

本や雑誌などのほか、お手持ちの資料やパンフレットなどを朗読者がお読みします。

【対象者】視覚障がい、肢体不自由、学習障がいなどで、活字での読書が困難な方

【実施館】中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

【実施時間】午前10時～午後6時の間で1回2時間単位で利用できます。一日の回数に制限はありません。

【申込】利用する館へ来館または電話。希望日の前月1日から1週間前まで受け付けます。緊急の場合は、職員にご相談ください。

■デジター図書再生機「プレクストーク」の貸出

【対象者】視覚障がい者など

【実施館】中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

【貸出期間】30日間

【申込】利用する館へ来館または電話

■デジター図書再生機「プレクストーク」の利用体験職員が機械の利用方法を説明します。

【対象者】視覚障がい者など

【実施館】中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

【実施時間】午前10時～午後6時

【申込】利用する館へ来館または電話

■マルチメディアデジターの利用体験

パソコンを使って、マルチメディアデジターの利用方法を職員が説明します。

【対象者】活字での読書が困難な方

【実施館】中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

【申込】利用する館へ来館または電話

■CDの郵送返却

市販の音楽CDを郵送で返却できます。貸出の際に、郵送用返却袋をお渡しします。なお、借出は来館していただく必要があります。

【対象者】視覚障がい者など

【CD所蔵館】中央、千里、さんくす、江坂、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

【貸出期間】郵送期間を除いて2週間

5 ファックスサービス

資料のお申し込みやいろいろなお問合せをファックスでお受けします。図書館からの連絡もファックスでお知らせします。

【対象者】聴覚・言語障がい者

【その他】必ず借出カード番号を書き添えて送ってください。

6 図書館にある便利な機器

■デイジー再生機「プレクストーク」

【設置館】中央、千里、江坂、さんくす、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

■拡大読書器

【設置館】中央、千里、千里山・佐井寺、千里丘、健都ライブラリー、山田駅前

■拡大鏡・老眼鏡 【設置館】全館

■リーディングトラッカー 【設置館】全館

■リーディングルーペ 【設置館】千里山・佐井寺

■音声読み上げパソコン 【設置館】千里山・佐井寺

■簡易筆談器「かきポンくん」 【設置館】全館

7 図書館で利用できるさまざまな資料

・大活字本：大きな活字で書かれた図書。

・音声デイジー：デイジー(DAISY)という国際標準規格でつくられた音訳資料で、1枚のCDに本1冊分が収録されたもの。

・テキストデイジー：合成音声により文字を読み上げたり、文字を大きく表示したりできるテキストタイプの電子書籍。テキストデイジーに対応しているデイジー図書再生機や専用の再生ソフトで聞くことができます。

・シネマデイジー：映画の音声に場面の説明や登場人物の動きなどの音声解説をつけ、デイジーとして編集・製作されたもの。音声だけで映画を楽しむことができます。

・マルチメディアデイジー：弱視や学習障がい、知的障がいなど通常の活字の利用が困難な方向けのデジタル図書。パソコンやタブレットを使って読みます。音声といっしょに文章や画像が表示されます。

文字の大きさや色などが選べます。

・さわる絵本：絵本の絵を触って楽しめるように素材の触感なども考えてつくられた絵本。文章は、拡大文字と点字で書かれています。

・点字つき資料：点字と活字が一緒に印刷されていたり、合本されています。点字つきさわる絵本もあります。

・LLブック：知的障がい、学習障がい、自閉症の人たちが理解しやすいように、図や写真を多く使うなどの工夫された図書。ご希望の方には、「LL版図書館利用案内」をお渡ししています。*LLとは、スウェーデン語の Lättläst の略語で、「やさしく読める」という意味です。

8 市内の各図書館

(省略)

<問合せ先>

吹田市立千里山・佐井寺図書館(ちさと)

〒565-0843 吹田市千里山松が丘25-2 電話 06-6192-0516 FAX 06-6192-0517

吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)検討会議設置要領

(設置)

第1条 本市の視覚障がい者等の読書環境の整備を推進するため、吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(読書バリアフリー計画)検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定に関する事項
- (2) その他計画に関する重要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、別表に掲げる関係室課の職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会議に座長及び副座長を置き、座長は地域教育部次長をもって充て、副座長は福祉部障がい福祉室長をもって充てる。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が招集し、座長がその議長になる。

- 2 やむを得ず検討会議を開催することができない場合にあっては、文書により構成員から意見等を聴取することができる。
- 3 構成員がやむを得ず検討会議を欠席する場合にあっては、事前に座長の承認を得て代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第6条 検討会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、地域教育部中央図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要領は、令和3年8月10日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	地域教育部	次長
副座長	福祉部	障がい福祉室長
	地域教育部	中央図書館
	地域教育部	まなびの支援課
	学校教育部	学校教育室
	児童部	こども発達支援センター
	福祉部	高齢福祉室
	福祉部	総合福祉会館

【計画策定の経緯】

- 令和3年10月7日 第1回検討会議(計画策定体制・スケジュールについて)
- 令和3年11月4日 令和3年度第2回吹田市立図書館協議会
(計画策定体制・スケジュールについて)
- 令和3年11月15日 第2回検討会議(計画骨子案について)
- 令和4年1月24日 第3回検討会議(計画素案について)
- 令和4年1月28日 令和3年度第2回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会
(計画策定体制・スケジュールについて)
- 令和4年5月30日 第4回検討会議(計画素案について)
- 令和4年6月30日 令和4年度第1回吹田市立図書館協議会 (計画素案について)
- 令和4年6月27日 令和4年6月社会教育委員会議
(計画策定体制・スケジュールについて)
- 令和4年8月4日 令和4年度第2回吹田市立図書館協議会 (計画素案について)
- 令和4年8月29日 令和4年度第1回吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会
(計画素案について)
- 令和4年9月8日 第5回検討会議(計画素案について)(書面開催)
- 令和4年9月20日 市民意見募集手続き(パブリックコメント)(10月20日まで)
- 令和5年1月19日 第6回検討会議(計画案について)(書面開催)

吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

(吹田市読書バリアフリー計画)

令和5年(2023年)2月

編集 吹田市教育委員会地域教育部中央図書館 発行 吹田市

〒564-0072 大阪府吹田市出口町18-9 吹田市立中央図書館

電話：06-6387-0071 FAX：06-6339-7144

図書館HP：<https://www.lib.suita.osaka.jp/>